

< 別 添 >

資料2

厚生年金適用拡大について

一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会

生活衛生営業の個人事業主(常時雇用5人以上)の状況

- 平成28年 経済センサス 活動調査(総務省)による生活衛生営業全体の総事業所数は 1,238,407施設となっている。
- このうち、**個人事業主(常時雇用5人以上)の事業所数は 65,479施設**であり、**生活衛生業全体の 5.3%**となっている。
- 常用雇用5人以上の個人事業主の割合が最も高いのは、**麺類(8.3%)**、次いで**社交(8.1%)**、**中華、料理(8.0%)**、**飲食(6.8%)**となっており、**飲食関連業種が平均を上回っている。**

業種	総事業所数	強制適用		任意適用		
		法人	個人(791,138)			
			従事者0人	従事者1~4人	従事者5人以上	
生衛業全体	1,238,407	447,269	419,636	306,023	65,479	
理容	99,695	7,557	63,846	27,669	623	
美容	172,291	31,000	92,831	45,278	3,182	
興行	3,687	3,117	346	172	52	
クリーニング	55,900	28,816	18,135	8,261	688	
浴場	5,501	3,337	869	1,122	173	
旅館ホテル	48,448	29,960	10,455	6,795	1,238	
麺類	29,045	11,859	5,861	8,924	2,401	
食肉・食鳥肉	11,053	5,361	2,791	2,566	335	
飲食	400,400	210,633	77,200	85,357	27,210	
すし	22,556	9,095	6,232	6,180	1,049	
喫茶	67,078	16,085	31,922	16,663	2,408	
中華	52,665	22,323	11,389	14,735	4,218	
社交	220,630	42,957	89,359	70,372	17,942	
料理	49,458	25,169	8,400	11,929	3,960	

業種	総事業所数	強制適用		任意適用		
		法人	個人(63.9%)			
			従事者0人	従事者1~4人	従事者5人以上	
生衛業全体	100.0%	36.1%	33.9%	24.7%	5.3%	
理容	100.0%	7.6%	64.0%	27.8%	0.6%	
美容	100.0%	18.0%	53.9%	26.3%	1.8%	
興行	100.0%	84.5%	9.4%	4.7%	1.4%	
クリーニング	100.0%	51.5%	32.4%	14.8%	1.2%	
浴場	100.0%	60.7%	15.8%	20.4%	3.1%	
旅館ホテル	100.0%	61.8%	21.6%	14.0%	2.6%	
麺類	100.0%	40.8%	20.2%	30.7%	8.3%	
食肉・食鳥肉	100.0%	48.5%	25.3%	23.2%	3.0%	
飲食	100.0%	52.6%	19.3%	21.3%	6.8%	
すし	100.0%	40.3%	27.6%	27.4%	4.7%	
喫茶	100.0%	24.0%	47.6%	24.8%	3.6%	
中華	100.0%	42.4%	21.6%	28.0%	8.0%	
社交	100.0%	19.5%	40.5%	31.9%	8.1%	
料理	100.0%	50.9%	17.0%	24.1%	8.0%	

※ 1 平成28年経済センサス 活動調査(総務省統計局)をもとに(一社)全国生活衛生同業組合中央会において再集計。

※ 2 氷雪販売業の施設数は含まない。

厚生年金等 適用となった場合の事業主負担額（試算）

- 厚生年金適用となる場合、健康保険への加入も義務となる。

【事業主が負担する社会保険料】

健康保険料 + 介護保険料 + 子ども子育て拠出金 + 厚生年金保険料

- 事業主負担額の試算（従業員1人当たり）

【試算条件】

給与本俸 139,840円（全国加重平均最低賃金額 @874円 × 8H × 20日）

⇒ 標準報酬月額 等級 11（8）142,000円に該当

【事業主負担額】

① 健康保険料 : 7,029円

② 介護保険料 : 1,229円

③ 子ども子育て拠出金 : 412円

④ 厚生年金保険料 : 12,993円

合計 21,663円/月×12月 = 259,956円/人

- 1人当たりの事業主負担は年259,956円となり、**常時雇用者が5人の場合には 年間で 1,299,780円 の負担増**となる。

生活衛生営業者(個人事業主)の営業利益の現状

- 厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」によると、生活衛生営業の個人事業主の営業利益額は、年平均 2,908千円となっている。
- また、従業者の規模別で見ると、従業者が少ない事業者ほど営業利益額も少なくなる傾向が見られる。

(単位：千円)

業種	全体平均	従業者の規模別			
		1~2人	3~4人	5~9人	10人以上
生衛業平均	2,908	1,920	2,527	3,848	6,457
理容	1,546	1,200	2,116	3,076	0
美容	2,107	1,469	2,677	4,742	12,817
興行	618	0	203	1,033	0
クリーニング	1,767	1,239	2,518	2,390	0
浴場	3,468	2,526	2,636	5,801	2,641
旅館ホテル	2,722	1,609	3,111	2,224	1,890
麺類	2,944	1,342	2,036	4,840	5,354
冰雪	3,674	1,480	3,169	1,961	20,433
食肉	4,414	1,937	4,479	6,631	7,627
飲食	5,197	0	1,000	3,269	9,223
すし	3,516	3,337	1,671	5,275	3,566
食鳥肉	2,521	1,620	2,549	3,145	1,895
喫茶	2,009	1,120	2,206	5,267	0
中華	3,075	2,558	2,548	3,378	6,072
料理	4,045	3,529	4,979	4,685	2,279

(注) 厚生労働省 生活衛生関係営業経営実態調査 (H25~H29) をもとに試算

生活衛生営業(個人事業主)への社会保険適用拡大の課題

1 社会保険料の負担

- ① 社会保険への加入が義務付けられた場合、事業主は、その経営状況にかかわらず保険料の事業主負担を納める義務が生じる。
- ② 従業員5人が社会保険に加入した場合の**事業主負担額は年間で約130万円**。
- ③ 一方、生活衛生関係営業の**個人事業主の平均営業利益額は約291万円**である。
- ④ 法人の場合、経営者は役員報酬額として費用に計上されるが、**個人事業主の場合、営業利益額が申告所得額(事業主の年収)**となり、事業主は社会保険適用拡大により、**新たに年収の約45%の事業主負担増が生じ年収が45%減少、経営悪化が懸念**される。
⇒ 年収 291万円が 161万円になる。

2 保険事務の負担

- ① 生活衛生営業は、調髪技術・調理技術等の「技術」や「サービス」等を提供することにより対価を得る営業である。そのため、個人事業主も自ら店頭に立ち、施術・調理を行っていることが多い。
- ② 早朝の仕入、開店から閉店までの営業、閉店後の経営事務等の負担が大きいことが特徴であり、新たに生じる社会保険事務手続き、管理業務は負担となる。

個人事業主へ社会保険を適用拡大した場合の懸念

1 雇用調整による懸念

① 個人事業主に社会保険の適用を拡大した場合の対応として、**常時雇用者を4人以下として適用除外とすることが懸念される。**（「雇用調整」の横行。）

② 雇用調整により、次のような深刻な影響が懸念される。

1) 衛生水準の低下

衛生水準の維持は、衛生管理設備だけでなく、それらの設備を管理する「人」が必要であり、店舗の清掃、使用器具類の消毒等、**一定の人員が必要**となっている。

雇用調整により、**適正な人員配置ができなくなり、衛生管理が疎かになることが懸念される。**

2) 事業主及び家族従業員の健康被害

雇用調整により人員の適正配置が困難になった場合、その負荷（長時間労働）は事業主及び家族従業員(妻・子息等)が負うことになる。

先の東日本大震災後においては従業員の確保が困難となり、お店の営業を維持するため長時間労働を余儀なくされ、健康被害を受けて営業継続が困難となる事例もあった。

3) 営業時間の短縮・廃業

雇用調整のため人手不足となった個人事業主は営業時間を短縮することも考えられる。

その結果、収益も減少することとなり、保険料負担増によらない「雇用調整廃業」の増加も懸念される。

2 従業員給与への影響

- ① 適用拡大への対応として「給与の抑制」も考えられる。
- ② 事業主負担保険料を増加させないため、やむなく昇給等の見送りなども考えられ、労働者にとって不利益となることが懸念される。

3 年金未加入労働者・加入期間不足労働者への対応

- ① 現在、個人事業主に雇用されている労働者は「国民年金」に加入することとなっているが、年金の未加入者・加入期間が需給資格要件を満たさない労働者もいる。
- ② このような場合、適用拡大となった時点で厚生年金に加入しても、需給要件を満たすことができない労働者もあり、厚生年金加入について同意を得られないケースも考えられる。

4 生産性への影響

- ① 現在、個人事業主（常用雇用5人以上）で強制適用外の業種は、生活衛生営業を含めて限られた業種であり、農業・漁業など「人件費比率が高い」業種であり、生産性が低いと言われる業種でもある。
- ② 社会保険適用拡大により、事業主負担を含む人件費比率が益々拡大することとなり、生産性向上にも大きな影響を及ぼすものと思われる。
- ③ 生活衛生営業にあつては、現在、総理官邸、厚生労働省の指示・支援のもと収益力・生産性向上、働き方改革に全業界が取り組んでおり、社会保険適用拡大の促進には生産性の向上が不可欠である。

個人事業主への社会保険適用拡大に向けて

- ① 生活衛生業界は、現在、宿泊、飲食業を中心に深刻な人手不足や最低賃金の確保といった様々な課題に直面しており、これらへの対応策として「賃金引上げ・社会保険加入」についてのパンフレット（別添資料3参照）等を作成・配布し、事業者に対して社会保険加入のメリット、重要性について周知・啓発に務め、社会保険任意加入の促進を図っている。
- ② 業種によっては、個人事業主であっても社会保険制度のメリット、従業員に対する福利厚生向上の観点から、労使間で合意の上、任意加入している事業所も少なくない状況となっている。
- ③ また、国家資格者である美容師の従業員採用に際して、美容師養成施設（美容学校）は、社会保険の適用事業所以外に生徒を紹介しないとする事態が生じているため、美容業においては社会保険適用を義務化すべきとの意見もある。
- ④ しかしながら、適用拡大による事業主の保険料負担額は、多くの小規模生活衛生営業者の経営実態からは非現実的な負担増と言わざるを得ない。
- ⑤ 年金制度は「将来のための制度」であるが、適用拡大による経費負担増による「社会保険廃業」「社会保険破産」など零細な個人事業主の「現在の生活」が脅かされることがないことを切に願う。

